

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)37714649 FAX(03)29915367
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

購読料 月額500円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 ■

結成一年で早くも「死に体」に	2
下からの反独占の共闘構築をめざして	3
——「国連平和協力法」反対闘争——	
憲法突破をめざす	6
国民シヨウ「即位の礼」	9
地についた理論の力の強さ痛感	12
——「現代フェミニズムと山川菊栄」集会ひらかれる——	
国労闘争の現状と課題	15
——国労闘争団全国代表者会議の報告——	
資料 社会政策学会会員(235名)が中労委に要請書	16
「実践的革新」の自身を問う	5
——第三次行革審の本質について——	
読者からのおたより	5

刊 旬 社 会 通 信

NO. 457

一九九〇年二月一日

一九九〇年二月一日発行
(毎月一日・十一日・二十日三回発行)

結成一年で早くも「死に体」に

「連合」発足から満一年の十一月二日、「連合」は第四回中央委員会を開いた。焦点は「国連協力法」問題と一五日に発表された『連合の政治方針・中間報告』の論議だったのだが、論議はほとんど皆無。長野・松田特別中央委員が、「こういう意見もある。聞いてほしい」と前置きし、国連協力法問題に言及。「何十年に一度というほどの大事な問題に、(連合として)ハッキリしたことがいえない状態にジリジリしている」と述べたとどまった。これは山田事務局長が「横において重要な課題に気苦労もあったことも事実。第二回大会にむけて整理を急ぐ必要がある」と過去一年の感想をもたらしたことから、当然予想できることであつた。

協力法問題で「連合」は、なにか決めると組織にヒビが入る」と、日和見を決めたんだ。だが山岸会長はあいさつで、「廢案は当然。だがそれだけでは事態は解決しない」と、自公民三党合意(その柱は自衛隊とは別個の組織としての平和協力隊の設置)を評価。さらに、「従来の行きがかりを乗り越えて四野党の協力協定の体制の再構築」を求めた。社会党に公民への接近をよびかけたのである。国民は公民が社会党に接近することを望んでいるというのである。どうやら「連合」は「組織防衛」は頭にあつても、「圧倒的な国民世論、平和憲法への熱い想い」はすっかりぬけおちているようだ。

一五日発表された「中間報告」も同様だ。老大な文書だが、その核心部分は「政治改革に取り組む主体は、当然に政党であり政治家」との立場から、自民党議員への「熱い想い」が次のように述べられる。

「②新しい『連合』発足して一年が経過した今日、連合、地方連合会および構成組織は現在、協力関係にある野党四党(社、公、民、連)の国会議員および立候補予定者との協力関係を従来の取りくみの関係だけで、固定化せずに、『連合の進路』『運動方針』『政治方針』を支持、賛同する政治家について『新しい協力関係』として見直す。

③そして連合の進路をはじめとする諸方針を支持し、国内外の変化に対応し、日本の政治改革の基本である政権交代にむけ、政権を担いうる新しい政治勢力の形成の実現に努力、参加する国会議員と幅広く協力関係をもつ。

④この新しい協力関係を推進する『場』として構成組織の組織内議員による『連合組織内議員懇談会』の発足と連携強化をめざすとともに、『連合の政治改革、政策制度要求の実現に努力、参加する国会議員との懇談会』をつくり、その開催に取りくんていく。その名称は『連合政治フォーラム(仮称)』とする」

現在、国民の常識は「反独占」まではいかないが、「反自民」にある。「三点セットα」を第一幕とすれば、今度の協力法問題は第二幕の幕明けだ。「反自民感情」は高まりこそすれ、やわらく傾向はまったくない。こんなとき、自民党や自民党議員に心を寄せせる「連合」の存在意義が問われるのも必至の情勢となろう。

生まれ落ちて一年といえ、組織は生き生きと活気にあふれているのだが、「連合」にその活力はない。すでに「死に体」としか思えないといえはいいすぎか。(T)

下からの反独占の共闘構築をめざして

——「国連平和協力法案」 反対闘争 ——

「国連平和協力法案」(以下では「協力法案」と略)は、われわれの予想を越えるものだったのではないか。その内容において、その強引な提案の経過において、自民党内から、この軍縮の時代に、公然と改憲の議論がおこったことも、私にとつては、驚きであった。

幸い、国民的な批判の昂まりによって、今回は廃案にできた。しかし、今回の経過から多くの教訓を引きだし、次に備えなければ、「売り上げ税」の時に、ちよつと名前を変えただけの「消費税」が通ってしまったように、次の時にはやられてしまうかもしれない。きたるべき闘いにおいて、より一層強力に闘うために、幾つか教訓と思う点を提起し、読者諸兄弟のご批判をおおぎたい。

平和を守るために誰と闘うのか

自民党とその陣営から、野党(社会党を中心に)の「平和ボケ」が言われた。その言わんとするところは、「平和に慣れてしまつて、平和を守るための国際的、国内的な軍事力の必要性を忘れている」というものであり、結局のところ、自衛隊の必要性を宣伝し、海外派兵、改憲を狙うための論であった。

われわれが、このような「平和ボケ」論に組しないのは当然なのだが、私は、逆の意味で、私自身の中に「平和ボケ」があつたのではないかと強く反省させられた。それは、「米ソの軍縮がすすめられているのだから、自衛隊の縮小が課題であつて、海外派兵とか徴兵制などの自衛隊増強はあり得ない」とか、「戦後四五十年間に定着した平和憲法を変えられないわけがないし、自民党も本気で改憲を言いだすことはあり得ない」などという自分勝手な思いこみであつた。

今回の「協力法案」の経過は、そのような思いこみが、自民党・財界への甘い幻想にすぎないことがはっきりした。「協力法案」を詳細に読んでみて驚いたことには、政府答弁でなく法案の一字一句としては、例えば、次のような事態も可能となつていた。朝鮮で戦争がおこり、国連が軍事面でなく精神面で「韓国支援」を決議したとすれば、日本は「国連決議の実効性を確保するため」に、国連に加盟していない「韓国」支援の自衛隊を派遣できるというものであつた。それも、どのような武器をもつて、どれだけの規模で自衛隊を派兵するかは内閣に一任され、その決定事項は秘密にされるというものであつた。そうなれば、戦争が一面的に煽られた雰囲気の中で、徴兵制や改憲が今日よりもずっと容易に実施できることは明らかである。

われわれの陣営内に、「自民党も、本気で『協力法案』を通そうとしたわけではなく、次の布石のためのアドバルーンだったのではないか」という意見があるように思う。私は、そうは思わない。あわよくば公明、民社を巻きこんで「協力法案」を通そうとした。しかし、予想外に社会党や国民の反発が強く、「一歩後退、二歩前進」をめざす「仕切り直し」に入つたということではないのか。なぜ「予想外」かと言え、すでに社会党内の中枢に「自衛隊容認論」があるのは周知のことなのだから。事実、「壮大な統一」を誇つた八百万「連合」は反対闘争に決起せず、社会党中央も、当初は大衆闘争に冷やかであつた。

われわれは、自民党と財界の危険な本質を教訓化し、反自衛隊・反安保闘争を強め、改

憲阻止の勢力結集に、今まで以上に努力しなければならないのではないか。平和は、われわれの闘いによってしか守れないのだ。

下からの自主的な共闘づくり

東京の中部（主に千代田区）では、次のように闘った。第一に、下からの自主的な共闘づくりである。第二に、自主的な共闘の動きを背景にしての社会党中心の共闘の推進である。今日の東京の情勢、労働運動の情勢を考えた時、この二つを統一的に推進することが必要不可欠であると思うがどうだろうか。

第一の下からの自主的共闘としては、いかに幅広く、多くの仲間たちと手をつないでいくかに専心した。千代田では、数年前から、地域の幅広い共闘の「接着剤」（社民連も使っている用語なので、余り使いたくないが適当な言葉がない）となろうということ、千代田労働者フォーラム」という自主的集まりができていた。これは、少数ではあるが、これまで疎遠であった非社会党系の独立左派の人たちと一緒の集まりであり、国鉄闘争の地域共闘や労戦問題についてなど、活発な意見交換と交流を行っていた。フォーラムでは、「協力法案」が問題となる以前の段階から中東危機と日本の対応を問題にし、九月には「中東危機と日米支配層の狙い」と題するシンポジウムを開催しようとした。そして、「協力法」が問題となりはじめるや直ちに、「協力法案」粉碎のための幅広い一日共闘として、自主的なミニ集会・ミニデモを起そうと努力した。少数の自主的集まりであるからこそやれた「身軽さ」があった。

結果としては、一〇月二三日のシンポジウム（千代田フォーラム主催）は一四人の参加であり、一〇月三十一日のミニ集会・ミニデモは八〇人の参加であった。どれだけ集まったかという数は、あまり問題にしていない。それよりも、上部指令待ちでなく、自主的に下から動いたことが重要なのではないか。これまで、社会党・総評ブロックが比較的健全であった時は、上からの指令を受けて動きだせばよかった。しかし、これからはそうはいかないのだから。実際は、われわれの陣営内には、まだまだ「指令待ち」が強く、「協力法案は問題だ」と思っても、「自分のやれることを、まず自分が始める」という作風が弱く、ここを変えていくのは容易ではなかった。一〇月三十一日のミニ集会是「呼びかけ人方式」で開催したが、当日集まったのは、これまでになく幅広い仲間たちであった。「日本はこれでいいのか市民連合」（ベ平連の後身）、千代田フォーラム、キリスト者、日本婦人会議、国労、東水労、清掃労組、全石油労組……などの仲間たちであり、社会党系もいれば、非社会党系の人たちもいた。ミニデモでは、参加者の自主的なアピールとして、キリスト者の立場からの平和を求める歌もあり、スピーカーから「アーメン・ハレルヤ」の歌詞が流れた時は、一瞬ドキッとしてしまった。通行中の人からの一万円余のカンパもあり、初めての試みとしては十分に盛りあがったミニ集会・ミニデモであった。

総評なき後の大衆運動をどうつくるか

社会党千代田総支部も、現状のもとでは、精一杯行動したと思う。前述の自主的なとりくみへの積極支援（党総支部としては参加できなかったが）、「10・21横田基地包囲」行動をはじめに、二回にわたる街頭宣伝行動（一〇月三〇日は五〇人、十一月七日は七〇人、区議団による地域内の宣伝、一千四百十二人の署名集約など、短期間にしては集中的な行動となった。

これらのとりくみは、従来から積みあげてきた社会党、社青同、婦人会議、全通、全電

通などの社会党支持労組を中心とするとりくみとなった。言わば、社会党系の大衆運動であり、「連合」内の労組を含めたこうした共闘の積みあげは、社会党が党の基本政策から動揺し、「連合」が「協力法案」についてすら闘わないという現状において、社会党・総評の階級的伝統を守らせるために極めて重要である。

しかし同時に、社会党系の枠内にだけとどまっていたのでは、本当には社会党を強化できないし、大衆の期待に応えた大衆運動の組織化はできないのではないか。われわれは（私も社会黨員だが）、社会党が大衆の期待に応えていない現状を直視しなければならぬ。国鉄闘争においても、反原発闘争においても、土地・住宅問題においても、環境問題においても、そして今回の「協力法案」阻止の闘いにおいても、多くの不十分さをもっている。それにもかかわらず、資本主義の矛盾は全面的に露呈されつつあり、あちこちで、労働者・市民の自主的な運動が起っている。中には、反独占資本という方向性のない不安定な運動があるのも事実である。しかし、それが資本主義の矛盾に起因している以上、われわれが積極的に入っていく、一緒に活動するならば、反独占の大衆運動へと発展する条件があると思う。そして、一緒に活動してみれば、市民運動などから学ぶことも多いのである。

今回の「協力法案」阻止の闘いは、われわれにとって、従来の狭いつながりを超えて、多くの労働者と共に闘うことの意義を教えてくれたと思う。また、幅広い共闘づくりの難しさも痛感させられた（今回は、この点の教訓は割愛する）。ただ一言、共闘について触れるなら、共闘を一時的なもの、便宜的なものと考えるのは誤りではないのか。社会主義革命の後においても、労働者階級を中心とする諸党派、諸階級の共闘（内容は、今よりずっと高いものとなるだろう）は不可欠であると思うがどうか。

今回は、総評センターが残っており、社会党と労組の共闘が大きな力となった。しかし、数年後には総評センターがなくなってしまう。その時、われわれはどう闘うのか。多分、中央レベルの共闘の指令を待つというよりも、下からの自主的な労組、民主団体、市民運動などとの共闘が必要不可欠であろう。そして、科学的社会主義の原則を堅持しようとするわれわれこそが、より柔軟に、より広範な労働者・市民と手をつなぐ大衆運動の組織者とならなければならないだろう。そうした大衆的な力によって社会党の運動を押しあげることが問われるのではないか。

（次郎、記）

◇ 読者からのおたより ◇

子どもたちのためにも 国労釧路闘争団の要請をうけて、九月一六日―一九日に交流ツアーを行いました。釧路では冬場はアルバイト先がないため、二十名ほどが東京方面へ出稼ぎにいくことが決まり、現在、条件にあった仕事をさがしています。

交流の中で闘争団の人達が、自分の子どもについて「小学生の子がたまの外食の時でも、好きなものより安いメニューに目がゆくようになった」「進学しないと言い出した中学生の息子に『高校を出たっておやしみたいに首になるじゃないか』と言われてしまった」等々、話をしてくれました。

彼らにはこの地で家族ぐるみ闘いぬくことを決意した人の腰の座った落ち着きがありました。この子供たちのためにも一日も早い全面勝利が望まれます。

（都職労・勅）

憲法突破をめざす

国民シヨウ「即位の礼」

国家主義シヨウ「即位の礼」の意味

天皇「明仁」の即位の礼が終った。

政府は「即位」については、憲法第二条の「皇室典範の定めるところにより」との規定と、その皇室典範の第二四条の「即位の礼を行う」との規定を拗りどころにしているが、それ以外には何の定めもない。

政府の立場でどうしても憲法と皇室典範にしたがって「即位の礼」をやりたいなら、せいぜい三権の長の前で天皇が象徴としての宣誓をするだけでよいはずである。

それなのにわざわざ莫大な国費を使ってセレモニーをやるのは何故なのか。

政府は総理府予算として即位の礼に五五億円、大嘗祭関連で二五億円合わせて八〇億円を計上し支出した。

第二に、そのセレモニーの日を休日にしたのは何故か。日常、我々が年休をとるのにさえなかなかしぶい顔をする資本が何故一せいに協力できるのか。

第三に、「ゲリラ」のテロ活動が起りそうなのに、その危険をおかしてわざわざ式場の皇居内宮殿と天皇の住居との間を、この日に限って二往復させたのは何故か。しかも、第一回目の帰路はオープンカーで公衆の前に身をさらしながらのパレードである。これのため警察庁は全国からの応援五千人を含め三万七千人の警察官を動員した。そして警備費として四二億円を予備費から追加支出した。

三十分の子供じみたちやちなセレモニーのために、なぜかくも莫大なエネルギーを消費するのか。このばかばかしさの中に、政府と独占のねらいが見えて来る。現われた現象は、彼らの野望の裏書である。

「即位の礼」は、独占の支配によって起る我国の矛盾から勤労国民の目をそらし、その上国民の思想を再び天皇を中心とする民族主義的国家主義的な方向に統一しようとするための、一大「政治シヨウ」であったのである。

この政治シヨウをできるだけ多くの国民の目に焼きつけるためには、当日は休日とし現代の強力な情報メディアであるテレビが総動員されねばならなかった。

テレビはすすんでこれに協力した。テレビ事業者は、自らの役割が「権力下降装置」の一部に墮落したことを恥じねばならない。

皇室行事の中継にあたっては、NHKと民放各社の間で代表取材をめぐって輪番制や分担制などのルールの存在がいわれていたが、今回はし烈な代表取材の独占をめぐっての指名合戦が起った。結局NHKが「正殿の儀」の代表取材権を宮内庁の指名によって獲得した。

この経過については「週刊朝日」一一月九日号に詳しい記事がある。この記事からは「NHKの横車」との表現で敗れた民放側の悔しさが伝わって来るが、獲得したNHKも敗れた民放のいずれも、自らの社会的労働が権力の体制維持の手段として奉仕しようとするときの互いの寵愛争いであったことの恥を知るべきである。

かくして、NHKの代表取材のもと、すべてのチャンネルがこの日は同じ映像で全国の勤労国民の茶の間のテレビを占拠した。

休日とされ家にいた労働者はいや応なくこのセレモニーを見せられた。

神秘性で、観念としての「権力の存在」を植えつけた正殿の儀

即位の礼のハイライトである正殿の儀は、およそ時代はなれたもので普通の日本人の生活とはかけはなれた代物であった。

ひなまつりの学芸会を連想させるようなパフォーマンスであるが、権力者にはこの神秘性が必要であった。

権力者が理念をもって権力を維持しようとするれば、さきの国会の国連平和協力法の審議にみられるようにはなはだ難行苦行を強いられる。

しかし、理性をはなれた観念で人心を掌握しようとするればなはだ容易である。できるだけ現実から遠ざかった神秘性があればよい。今日まで、多くの人心をとらえたさまざまな宗教の儀式を見るがよい。部外者にとっては噴飯物の仕種も当事者(信者)にとっては、全精神、全生命の発露なのである。

政府が莫大な国費をかけた学芸会風の王朝儀式は、一種の宗教に似て神秘性によって人心を掌握しようとの意図によるものであった。

天皇はその道具に使われたにすぎない。

それぞれ、国内に困難な事情をかかえた世界の各国からは我国に経済的支援を求めて元首級の人々が多数参列した。このことも、我国の支配者の心を満足させたが、その人達の発言は我国の政府の意図を補強するために利用された。

正殿の儀終了直後のゲンツ、ハンガリー大統領のテレビインタビューでの発言。「世界で最も近代的な国が伝統と民族のアイデンティティを大切にすることに感銘しています。」しかし、我々は、これら友好国の人々の外交辞令をそのまま鵜呑みにするわけにはいかない。なぜなら、果してあの儀式は正確な我国の伝統に根ざしたものであったのであれば、たかだか、明治から百年の間に我国が、国家主義的に人心の統一を果たすために、古くからの文献のところでどこから拾い上げてでっち上げた疑似日本のアイデンティティではなかったか。決して我国固有の伝統文化ではない。(正殿の儀のセレモニーの進め方が無形文化財として保護の対象になったということは聞いたことがない。)

天皇は「おことば」の中で「憲法の遵守」を又言った。これをうけて海部総理は「寿詞」の中で「深い感銘と敬愛の念をもった」とこたえた。

さきの昭和天皇死去の際の「朝見の儀」でも天皇明仁に「憲法を守り」と言わせてはなはだ好評であった。今回もこれをくり返した。

しかし、先日までの国会審議を見るがいい。

「敬愛の念」を表明した海部自らが、憲法を乱暴に蹂躪した海外派兵法を提案した。

彼らはそれでも、その派兵法が憲法違反をおかしたとは言っていない。憲法の解釈をとつともなく拡げて派兵法も憲法の範囲にあると言っていた。

正殿の儀のときの「憲法の遵守」は、このとつともなく拡げた憲法解釈も含めての「憲法の遵守」なのである。

しかし、国民にはこのような言葉が素直に入って、海部ら政府自らが憲法を蹂躪するこ

とはないと印象づけられる。これでさきの国会で追及され深手を負った彼らの傷口はきれいに癒される。

今後、再び憲法の範囲を逸脱する行為をしても、天皇と海部の間の憲法遵守のやりとりがある限り、そのときも憲法は守られていると国民は錯覚される。

昭和天皇の死去のときは、「天皇の戦争責任」が大きくクローズアップした。

当時、テレビは天皇に「戦争責任はなかった」として、天皇制のクリーニンングに狂奔した。

明仁はこの問題から完全にクリアーしたことになった。

正殿の儀直後のテレビキャスターのコメント「海外のマスコミ論調は大喪の礼に比較してきわめておだやかである。新憲法の下で過去に負債を負わない新しい天皇が誕生すると伝えている」と。

国民的経験の共有化「祝賀御列の儀」

正殿の儀を終った天皇は、燕尾服に着替えて皇后とともにオープンカーで三〇分のパレードをした。

政府としては折角の歴史的セレモニーである。皇居の中だけで終らせるわけにはいかない。国民の前で、天皇にデモンストレーションをさせねばならない。そのデモに同調し歓喜する沿道の民衆の姿をテレビを通じて全国に放送し全国的に経験を共有させねばならない。

そこで、テロにそなえて沿道に左右両側二列ずつ計四列、三―四米おきに警官を配置させ、テロの危険をおかしてのオープンカーでのパレードである。

天候がよかったので、約一二十万人の人々がきびしい検問や所持品検査をうけながら沿道に集まった。

予め配られた日の丸を打ちふる人達、こうなると野次馬にも群衆心理が働いて、皆が一せいに興奮状態となる。これがテレビを通じて全国に拡大される。(夏の高校野球や日本シリーズのテレビ中継を見たときの人々の心理状態を思い出してみよう。)

御所の入口には、九〇〇名の自衛隊員が着剣した銃を持って整列し捧げ銃の礼をした。

昭和天皇の生前、天皇が自衛隊を閲兵したことはなかった。自衛隊は天皇の軍隊ではないと用心深く抑制力が当時の権力者には働いていた。国賓が来訪したときの儀仗隊閲兵でも諸外国では必ずホストである元首とゲストである元首が肩を並べて閲兵するのが常であるが、我国では戦後はそれを避け、ホストの天皇は迎賓館の玄関に立ったままで、ゲストだけが閲兵をしていた。

それが、昭和天皇の大喪の礼で破られた。

皇居を出た昭和天皇の霊柩車は、自衛隊員の捧げ銃の礼で見送られた。同時にあの時、二二発の甲砲が鳴りひびいたが、これは元首に対する礼であった。死せる天皇は元首になった。

今回、天皇明仁は、海部の「天皇陛下万歳」につづく二二発の礼砲で祝福され、御所の前では儀仗隊の捧げ銃の礼で迎え入れられた。

政府が何とおうと、もはや天皇は礼式上は元首の地位にあることになる。

このようにして「憲法遵守」をいいながらなしくずしに憲法がふみにじられていったことを我々は見逃すわけにはいかない。

地についた理論の力の強さ痛感

——「現代フェミニズムと山川菊栄」集会ひらかれる——

1. 一九九〇年一月三日は、山川菊栄の生誕百年にあたり、東京・千駄ヶ谷駅前の津田ホールで、全国からかけつけた約四百名の参加者による記念の集いがひらかれた。

この日を期して、「山川菊栄生誕百年を記念する会」では、八八年一月から九〇年五月にかけて、「山川菊栄と現代」と題する連続講座（Part I、II計九回）を開催、毎回百数十人が参加する盛況であった。当講座の記録は、『現代フェミニズムと山川菊栄』として一冊の本にまとめられ、このほど大和書房から出版された（定価二、〇六〇円）。その編者の一人である鈴木裕子氏が「編集後記」で本書の内容を簡潔に語っているので少し紹介しておくたい。

「(略) 山川菊栄が日本の女性解放や女性問題の歴史の上で果たした役割の大きさにくらべ、彼女ののこした業績や、その人となりがあまりに知られていないことを残念に思うところから、この連続講座が企画されたように思います。なお、〈講座〉が発売したときのわたくしどもの思いや意図は、本書中に挿入した〈およびかけ〉や〈チラシ〉文に出ておりますので、それらをご参照下さい。

(略) Part Iでは、戦後、山川菊栄と仕事や運動を通して、直接、交流を持たれた方や、影響を受けた方をお招きして、〈人間山川菊栄〉について縦横無尽に語っていただけたのではないかと思います。本書ではじめて山川菊栄の「素顔」に触れた、と思われる読者も多いのではないのでしょうか。

Part IIでは、戦前・戦中期の山川菊栄の思想、理論、生き方について、研究や調査に携わっておられる方を講師にお招きし、それぞれの側面から検証を行なっていただきました。山川菊栄がいかに広い視野と深い洞察力とをもって、人間平等と女性解放の新しい地平を切り拓いていったかが、あとづけられているのではないのでしょうか。(以下略)

この中にあるように、私たちが山川菊栄の名に親しんできた思いからすると、意外なところで「知らない」「もつと早く知ればよかった」という人にもびっくりすることがある。同時に、社会主義運動、労働運動の分野での、歴史や理論を学びひろげる活動の弱さを指摘されているような思いもするのである。しかし、「記念する会」の熱心なとりくみと、ねばり強いよびかけに促されて、山川菊栄の著作を読む会や研究会・集会などがようやく方々に生まれてきた。そうした活動の一つの頂点として、さきに記した一月三日の記念集会在ひらかれたのである。

2.

集会是、よびかけ人の一人である金森トシエ氏（神奈川県立婦人総合センター館長）の司会で始まった。新聞記者生活が長かった金森氏は、その挨拶の中で「いまセクシャル・ハラスメントや出生率が社会問題になっているが、古い新聞をくってみると、一九一四（大正三）年の女性のためのページに「パンか貞操か」という論争特集が載っている。女性が職場に出るから出生率が下がり、ひいては国力が低下する、という論調は今日まで続いているものだ。女性の問題は変わっているようで変わってないとも言えるし、変わっていないよう

で変っている、とも言える。しかし、女性差別は今の社会のシステムの中に組みこまれているのであり、女性の真の解放は社会の変革なしにありえないという山川菊栄氏の主張は、二一世紀を目前にした私たちへの生きた教えである。神奈川県立婦人総合センターには、鎌倉・藤沢に長年住まれたゆかりから山川均・菊栄夫妻の蔵書・資料がたくさん寄贈され、一九八八年に「山川文庫」が設置されている。この一月九、一〇、一一日には女のフェスティバルも開催するので、ぜひ大勢の皆さんにおいて戴きたい」と、意欲的に語った。

よびかけ人を代表して挨拶に立った赤松良子氏（前労働省婦人少年局長、前ウルグアイ大使）は、山川菊栄との関わりをのべたあと、「山川菊栄氏の戦前からの理論的な、論者としての水準の高さは、今日、充分に受けついでいくのに値するものだ。社会党、労働省、津田大学、そして個人の、山川さんを敬愛する人びとによってこの集まりにいたったのはまことに意義深い。一週間前に札幌に行った際、病床の田中寿美子さんを見舞ったが、彼女はこの集会に出られないのをとても残念がっていた。」と、長期療養中の田中寿美子氏の近況をあわせ語った。山川菊栄氏を敬愛する思いにあふれた田中寿美子氏からのメッセージは、印刷物となって参加者に配布されていた。

また、土井たか子社会党委員長からも「山川菊栄先生の業績をうけつぎ、ともに新しい未来を切りひらいていきましょう」との趣旨のメッセージが寄せられ、福岡市長その他多くの方々からのメッセージの冒頭に全文紹介された。

第一部は、映像メッセージ「二一世紀を生きる人びとへ」の上映。自宅でゆったりと椅子にかけた、八〇代の山川菊栄が、夫・均との出会いや、関東大震災直後の朝鮮人と社会主義者への迫害から命びろいしたいきさつを淡々と語る。また、山川菊栄とともに創成期の婦人少年局を支え、二代目、三代目の局長となった藤田たき、谷野せつの各氏が当時を語り、戦前からの女子労働問題をひきずりつつ画期的な仕事にとりくんだ、先駆者たちの意気どみと若々しいエネルギーが伝わってくる。山川菊栄の主な論争、著作が紹介され、明晰な理論に裏づけされたその主張が、今日の女性解放運動とかさなり合ってくる。婦人参政権が現実のものとなり、はじめてそれが行使されたのは一九四六年四月一〇日であった。菊栄は、「ただ投票に行くだけでは女性が参政権をもった意味が生きない。平和を実現するために、いい社会をつくるために、女性は意識をもってこの権利を使わなければ」と、静かな中にも強い信念をこめて語っていた。大きく写し出された色紙に

選挙を迎えて

この一票を平和のいしずえに
清く豊かな社会のいしずえに

一九六五年三月

と記されてあった。菊栄が後に続く時代の人びとに伝えたかったことを、できるだけ深く、できるだけ多く受けとめて、運動の進歩と発展の中に生かしていきたいと思った。

3.

第二部は、李順愛（イ・ソネ 一ツ橋大学講師）、井上輝子（和光大学教授）、竹中恵美子（大阪市立大学教授）の三氏によるシンポジウム（コーディネーター駒野陽子氏）。初めに三人からそれぞれ十分くらいずつ問題提起があった。

李氏は在日朝鮮人の立場から、「山川菊栄の主張は今読んでも新鮮さを失っていないこととあらためて驚かされる。現在、朝鮮でも統一問題をからめて山川菊栄研究が起っ

り、研究者が若く研究も初歩的であるが、その問題意識のち方には重要なものがある。日本の朝鮮人への無理解さや差別状況は植民地時代とほとんど変っていない。いわば「朝鮮オンチ」であり、日本の女性解放運動は社会全体をみているのか、との問題意識である」と語りつつ、山川菊栄の朝鮮とのかかわりを通して、朝鮮と日本の女性運動の位相、日本のフェミニズムにとって朝鮮とはいったい何なのか、との問題をなげかけた。

井上氏は、「七〇年代以降はじまった女性学の視点からみて、山川菊栄は『女性学の先駆者』という気がする。社会科学の研究者は多いが、男性は女性の立場、女性の経験世界をほとんど理解していない人が多い。一方、女性にも女性の立場からのみ社会をみていた人が多く、伊藤野枝や平塚らいてうも、その視点は自分の生活の域を出していない。山川菊栄は、社会科学と女性という両面をもつ理論家であった。性にかかわる問題もタブー視せず、性の二重道徳―男女の性道徳標準の相違を明確にとらえながら、加害者を逮捕しても性的犯罪が次々と起る社会の問題の根源をえぐり出した。また、一九二〇年代来日したサンガー夫人や、山本宣治によって産児制限が提唱されたが、菊栄は、出産に関わる自己決定権、自主的母性という視点と主張を明らかにしており、これは今日、女性の人権主張の中に生きている。」と語りつつ、社会主義者としての側面とともに、九〇年代の女性解放運動の課題の中に色濃く現われている菊栄の遺産に光をあてた。

竹中氏は、「女子労働論、女性解放論における山川菊栄の先見性に驚かざるをえない」と、日本におけるマルクス主義フェミニズムの源流としての菊栄の数々の業績にふれつつ、今日の日本のフェミニズムが陥りやすい点を指摘。労働が人権であることとらえることの重要性、労働組合の中にフェミニズムが入っておらず、自閉的になっており、国家や企業が女性差別を利用して目に向いていないこと、さらに、フェミニズムが男女差別のみに視点を奪われ、身障者や民族差別には眼が届いていない点などを指摘した。その上で、山川菊栄は資本主義の構造の中に家父長制が包みこまれて差別を二重にしている姿をさまざまな面から論じ、社会制度の変革、女性の主体の確立、意識の確立、内なる奴隷意識からの脱却をくり返したうえ、性の抑圧と階級的抑圧、民族的抑圧とを統一のとらえた人であった、とのべた。

このあと、さらに三人の発言、続いてフロアとのやりとりがおこなわれた。フロアからの質問・意見では、「性差別撤廃条約によって男女均等法ができたが、現在の日本社会のありようは、あまりにも平等へ近づくとおそい」との苛だちをこめた指摘などがあり、竹中氏は、「法律ができたら意識が即座に改まるものではない。法がある、ことの強さをいかして実態をつくっていくのは運動。規制、チェックなどのとりくみが必要であり、法の適用を広げながら意識改革してゆくしかない。」との主旨で答えた。

また、「性、民族、階級の三つの差別は並列的ではなく、階級差別を基本としてとらえるべきと思うがどうか」との質問に対しては、「並列的にはとらえていない。階級差別が現在の社会の基本にあつて、その中に民族的差別、性による差別などが組みこまれ、二重、三重の差別によって、搾取の構造が強力に支えられている。だから、性差別をなくす、という運動は、搾取の支柱をゆるがすことにつながる」との竹中氏の見解に、多くの人がうなずいていた。

集中した雰囲気の中に、予定の四時半を大きく上まわって終了したこの日の集いは、今日の社会問題を先見し運動を導いた一人の女性・山川菊栄の業績を通して、科学的な理論がもつ力をあらためて思いださせた。

(和気文子)

国労闘争の現状と課題

——国労闘争団全国代表者会議の報告——

はじめに

首切りから半年を経た一〇月、国労は、国労闘争団全国代表者会議を開催しました。獲得課題は、これまでの闘いを交流しつつ総括して国労を取り巻く情勢について認識を一致させ、冬季の生活対策をはじめとする当面する闘いを意志統一することになりました。

本部側から用意された報告と提起は、本部宮坂書記長が「中間的総括とこれからの闘いについて」、記念講演的に北海道教育大学名誉教授の三好宏一先生から「国鉄分割・民営化と国労闘争の今日的課題」、連帯する会事務局長の山下俊幸氏から「国鉄闘争をめぐる情勢と国労闘争団の自活体制について」、中高年雇用福祉事業団全国連合会常任理事の小沢房生氏から「労働者協同組合について」という極めて重厚な内容でした。会議のポイントを紹介し、報告します。

軌道に乗りだした自活体制

まず、全国の先輩や仲間の方々に支えられ、また同時に、引き続きご助力いただけることが前提ではありますが、物資斡旋とバイト等による闘争団ごとの組織的自活体制は、試行錯誤を繰り返しながらも、目的がたつ状況となったことを確認していました。

音威子府の例です。北海道最北のオホーツクに面して「天北線」が走っていました。鉄道は、一九八九年四月三〇日で廃止されましたが、ここに浜頓別雇用対策支所がありました。この支所の廃止以降、鉄道営業が維持されている宗谷本線の音威子府で、雇用対策分室・支所に隔離されていた仲間たちと共に、国労音威子府闘争団（鈴木孝団長）を組織しています。浜頓別と音威子府間は、一日八往復しかないバスで、約一時間二〇分の距離です。この人口千五百人余りの音威子府村に、団事務所を構え、闘ってきています。

団は、闘病中の仲間一人を含めて総数四八名ですが、「家族を含めて団が一つの家族になろう」を合言葉に、団員同志、家族ぐるみの話し合いや学習会、レクや交流ツアーの諸行動を取り組んできています。

最大課題は、生活資金の確保

本州内と四国の闘争団は各地方本部ごとに、北海道と九州は支部ごとを基本に組織されています。例えば、東京闘争団の場合は、中央との重複はありますが、東京地本において一括責任を持つ体制です。

各地方労働委員会から「JR会社は、一九八七年四月一日に遡って採用したものととして扱え」等の勝利命令をいただいているわけですから、支援下さる皆さんからの浄財やアルバイト先からの謝礼などを、団（または地本）ごとにプールしての貸しつけでやっていきます。

北海道は冬、雪に埋もれます。本州や九州とは決定的に違う、困難な条件です。土方の仕事がなくなくなります。北海道では毎年、二五万人もの冬季失業者が出る統計があり、大変です。これに、攻撃の柱であった不採算・赤字線区の廃止が追い討ちをかけます。

したがって、北海道の仲間にとっては、この冬場をどう越すのか、重大なわけです。

音威子府では、二度目の首切り攻撃を受けた四月頃から、今年の冬をどう越すのか、議論をしてきたといえます。結論的には、生活対策を含めた、闘争基金を出来るだけ大きくしておくことに全力をあげよう、何事も組織的にやっつけよう、と意志統一されたといえます。出来るだけ蓄えを大きくする。労働者にとって「蓄える事」とは、他方での我慢、節約です。納得できる無駄を省くことです。

四月初め、団としての生活費実態調査では、月平均一五万円前後と集約されました。

問題はそれからです。長期に闘い得るための資金作りの話し合いが行なわれたのです。他方での納得出来る無駄を省く、話し合いです。毎年取り組んできた、春闘期のマーケットバスケット方式ではありませんが、その逆の努力、話し合いが行われたのです。ここでは、国労家族会が毎年取り組み、社青同の仲間たちが取り組んできた、家計簿記帳運動が生かされています。五月の再アンケートは、団平均月八万三千円は必要と集約、八月分の貸付額は平均七万円でした。冬季は、暖房費を節約しても、月八万七千円は必要です。

音威子府闘争団は、これらの話し合いの中から、雇用保険の仮給付中は給付額で生活する、終了後は団からの貸付金で生活する、貸付金は九〇年四月分の事業団の賃金の基本給を最高限度額とする、但し、入用なのに自己都合がつかない場合は団に申告する、と確認してきています。仮給付の切れた八月の平均貸し付け額は七万円だったそうです。

二 二律背反で、困難な資金集め

問題は、資金をどう集めるのかです。闘争団は、支援中央共闘の皆さんの力をはじめ、多くの方々の力をお借りしながらとは言え、闘いの継続強化と資金作りで四方八方に散らばらざるをえない仲間を繋ぎ、留守家族を守らねばなりません。どこでも同じです。

音威子府の場合は、闘病中の団員一人を含む六名を専従事務局とし、残る四二名を一つの行動班に分け、資金作り、全国オルグ、組織対策の三つに分担、ローティションで行動してきています。資金作りは主にバイトです。東京地方が中心です。全国オルグは、中央指導に基づいて取り組み、組織班は地元で稼ぎもし、留守家族を守る任務です。

例えば、この一〇月期は、全国オルグに出た者七名、東京に出ている者二九名、現地で闘っている者九名、というわけです。

闘いだけでは食えませんし、食うことだけでは、三年有余の、家族と自分たちの恨みを晴らし、労働者・人間としての名誉を回復することも出来ません。二律背反することの課題（正確には三課題）を同時並行的に追求することは、容易なことではありません。音威子府を含む団員九名の深川から団員七三名の稚内までの九つの闘争団を擁する旭川地方本部（伊藤整委員長）では、約三百名の仲間がバランス良く態勢を整え、統一的に「解雇撤回・JRへの復帰」を実現し、「JRの労働条件の回復と差別根絶」する闘いを進められるよう調整し、指導に全力をあげています。

具体的には、中央の指導にもとづく全国オルグに際して地本は、一切を責任を持って采配する事です。これらを、管内九つの闘争団に対する「貸し付け」に活用しています。

つまり、長期闘争には、家族を含めた闘争団全体の団結の保持が、最大課題です。どこでもそうですが、団ごとには、様々な意味で、力量の違いがあります。したがって、この長期闘争に耐え抜くことを念頭に旭川の場合は、管内の仲間の生活にアンバランスが生じないよう、生活実態の平均化と向上を共に追求することを意志統一してきたといえます。国労版新生活運動です。団結と統一を保持するために「成果」を「平等」に分けつつ、総体が一丸となった闘争継続体制の確立です。さらには、予期せぬ事態に対する備えも重要です。

すでに北海道では、各地本が管内闘争団の統一的发展を追求しながら、道全体としての統一した闘争体制作り而努力してきました。国労闘争団北海道連絡協議会の発足です。当日の会議では、国労全体の「闘争団協議会」作りが、旭川から提案されました。

始まった「村起こし」との両立

生活対策は、様々な英知を引き出しつつあることも報告しておかなければなりません。

先輩争議団の成果が、国労闘争団に凝縮しているからとも思われていますが、労働者協同組合や「村起こし」運動の追求です。

釧路地本では「こくろう釧路共働組合」、九州の博多支部では、企業組合「クリーン・センター・フクオカ」が動きだしています。

労働運動としての労働者協同組合、言われるところの、ワーカーズ・コーポラチブ、労働者生産協同組合作りです。労働者らしい働きをしたい、社会的に有用な生産活動に携わりたいというのは、労働者共通の課題でもあります。例えば、反公害運動などで自然食品が切望され、貴重な存在になってきている今日、社会的有用生産活動に労働者自らが乗り出すことには、大きな意味が在ります。もちろん、権力問題を忘れてはいけません。

帯広では「手作りハム」、元国鉄職員である先輩の工場で見習いで働き、ついにはやりだしたといえます。音威子府では、地元の特産である小豆を生かした「手作り羊羹」音威子府ようかん」の生産です。旭川闘争団の「木工クラフト」もその一つと言えます。

民主主義闘争としての国労闘争

中労委が動きだしました。第五五回全国大会を前後して「和解と受け取ってもいい」と事務局が回答したという、話し合いが始まっています。労働委員会規則第三八条に定められている「和解」、即ち、判定和解の動きです。最後に、会議の中で確認された情勢と任務について紹介させていただきます。

記念講演くださった三好教授は、社会政策の専攻で、学者・弁護士のを作って活動されてきていましたが、何よりも、道内の闘争団を限なく歩いてきています。

多くの国労支援の輪が広がってきたが、その支援の原点は、皆さんの国労闘争の原点がそうであるように、あの「修善寺大会」だ、これは、決して、忘れてはいけない。私は、今、日本労働運動の他方の極で、これまでに経験した事もない、極めて高い質の闘いが始

まっついていると思つている。国労が一本で闘つてゐることだ。みんながJRに戻つてJRの仲間たちとともに、本当の労働運動を創ることが求められている。これは本物を創る大変な闘いだ、と強調されました。

国労潰しが初めから政治的攻撃であつたことを強調すると同時に、闘いの最中に流された「三月末闘争集結」や、中労委が言い出せるわけのない「約半数の組合員の一旦地元採用即出向」等々の噂で心配されたことを引用しつつ、このような古いやり方では解決しえないこと、大衆的な闘いでしか勝利出来ない事を強調されました。

また、連戦連勝してきた地労委命令の積み上げは、民主的労働法制を中労委自らが守り得るのか否かの瀬戸際に立たせ、極めて重大な力となつてゐること、したがつて国労にとつては、国労自身の闘いと広範な支援の広がり、勝利命令を書かせた力であると同時に、命令を「書いた力」も忘れてはいけないうこと、この闘いにとつては「粘り勝ち」しかないことが強調されました。

闘争団の代表は、判定和解闘争という局面になることを考慮してますます闘いを強めることと同時に、民主主義の実現には時間がかかること、改めて、最大課題でもある「修善寺大会」の具体化に思いを馳せつつ、闘争勝利への決意を新たに、これまでの闘いの成果を成果としつつも零からの出発を決意し、本当の意味で下からの民主主義闘争に立ち上がることを決意し、散会しました。頑張りましょう。

資料 社会政策学会会員(235名)が中労委に要請書

貴委員会が国鉄改革にともなう不当労働行為再審査に日夜御尽力されていることに、衷心より敬意を表します。

私たち労働問題・社会政策を研究する者は、国鉄改革の推移とりわけ労働問題には、当初より深い関心を寄せて参りました。特に、地方労働委員会が発した救済命令一二四件・八三本の成行きは、労働組合法・労働委員会制度の命運を賭けた問題であり、不当労働行為救済制度の存在意義が問われるものとして注目しております。

最近の報道では、いよいよ貴委員会が、問題の解決に「本腰をいれた」活動を開始されたとのことであります。これに私たち研究者は重大な関心を払わざるをえません。本件処理に当つては以下の諸点を慎重に考慮されるよう要請致します。

(一) 地方労働委員会の命令を尊重し、これを基礎に処理されたい。

(二) 和解勧告に当つては、労委規則第三八条制定の精神を尊重されたい。

事は日本の人権と民主主義の根幹にかかわる問題であります。貴委員会の努力により、本件が一日も早く解決されるよう切望致します。

中央労働委員会会長

石川 吉右衛門殿

一九九〇年十月十二日

「実践的行革」の中味を問う

——第三次行革審の本質について——

「実践的行革」——第三次行革審（臨時行政改革推進審議会）の鈴木永二会長（日経連会長）の言葉である。鈴木会長は「総論賛成、各論反対を言っている時ではない」「聖域を設けない思い切った改革」なども語っている。この第三次行革審は一〇月三十一日に発足した。委員は会長を含めて九人。四月一八日に最終答申を出した第二次行革審は七人の委員であったから二人の増加。会長代理には、経団連の中でもより右派と目される関西経団連の宇野収会長。労働界からは従来どおり二名（真柄総評センター理事長、芦田友愛会議長）の委員。経・官・労とはやや違った存在として、磯林尚徳NHK特別主幹、山本壮一郎前宮城県知事を委員としているのが、二人増加の理由ともなっている。

不満の潜在的高まりに危機感

「増税なき財政再建」をメインスローガンとし、「国のあゆみを変える」ことを意図した行財政改革は、第二臨調が発足した八一年三月から、旧（第一次）行革審、新（第二次）行革審と続き、今年四月の newRow 審最終答申で大きな区切りをつけたとされる。八〇年代行革の段階の終りである。だからこの最終答申は、冒頭に「臨調、行革審九年の成果とその評価」なる項を設けた。こうである。

「行政改革の具体的な成果の主なものとしては、次のものを挙げる事ができる。

- ① 財政再建の第一段階の達成
- ② 国鉄、電電、専売の三公社の民営化
- ③ 年金、医療保険制度の改革

これら以上に重要な成果は、将来にわたって大きな政府を出現させてはならないこと、政府に過度に依存することなく国民の自立互助を基本とすべきであることなどについて、意識の改革が進んだことであった。」

最終答申の言う「成果」とは、勤労者にとって社会保障の後退と首切り合理化であり、生存の不安定性の増大であった。また、労働運動が急速に弱体化し、権利を守り主張し行動する団結体を失ってきた過程でもある。さらに、「自立互助」への「意識の改革が進んだ」と答申は自賛しているが、積極的で自立的な自覚された意識として勤労国民に根づいていくわけではない。生存の不安定性増大での不安感に基づく防衛行動であり、時の政府への反抗としていつ牙をむくともかぎらない意識である。

だからこの最終答申は、「意識の改革が進んだ」との評価とは裏腹に、勤労国民の蓄積された不満を軽減しておかないと大変だという危機感を率直に表明している。

「高い経済力は、土地や金融資産の価値の増大に偏って表れ、国民が生活面で実感できる豊かさには十分に結び付いていない。資産格差の拡大や土地・住宅問題の広がりは、社会の安定と活力の維持にとっても大きな問題を投げかけている。」

「実感できる真に豊かな社会をつくり上げることは、国民の期待の核心である。国際社会の一員としてふさわしい貢献をしようとする国民の意識を涵養（かんよう）する上でも、これは欠かせない。」

第三次行革審は二つの柱を掲げている。その一つが、この点に関わつての「豊かさを実感できる消費者本位・国民生活重視型行政」に関する審議である。もう一つは、「国際化責務を果たすことのできる国際化対応の行政」についての審議である。しかも、この後者を進めるためにも、前者の推進が「欠かせない」と位置づけている。彼らにしても、勤労国民の不満の潜在の高まりを深刻視しているのである。

土地・住宅問題が第一の柱

鈴木第三次行革審会長は、豊かさを実感できる国民生活づくりへ、本当に素晴らしい抱負を語ってくれている。「ゆつくりと読書したり、ものを考えるゆとりがある生活が、真の豊かさではないか。国策としても、生産志向から生活志向をめざすべきだ」。「豊かさの根源は家庭にある。そして自由時間を過ごす家庭にはスペースが大切なんだ」等々と。

これを労働者流に解釈すれば、過労死に象徴される長時間労働と超過密労働をまず解消していく労働現場での改善が前提条件となる。企業の側が「生産志向から生活志向へ転換」することである。だが、資本の側はあくまで「国策」を論じているのである。

「行革審最終答申では、改革達成の目標期間を今後一〇年間とし、とくに土地問題と経済摩擦問題（具体的には規制緩和問題）について可能な限り早急に対応することを指摘しているが、全くその通りである。現在、国民が真に豊かな生活を実感するためには、この二つの課題を解決することが不可欠である」（日経連タイムス四月一九日号「主張」）。

都市勤労者がマイホームの目標を持つてせつせと働いてくれる程度にまでは地価を下げ、自由化で農産物価格を下げることに――この二つの豊かさづくりの柱だと言うのである。労働者がマイホームの夢を持ってない時、豊かさの実感という目標を喪失した時、労働者の勤労意欲は大きく阻害される。「夢」実現の可能性を少しでも作っておくこと――これなくして労働者を勤勉に働きつけさせることはできない。だからこそ独占資本は、政府・官僚への土地・住宅対策を急がせ、かつ農民への犠牲転嫁を主張するのである。これでは、勤労国民の不満を解消することはできない。

第二の柱は国際化と行政

もう一つの柱である「国際的責務を果たすことのできる国際化対応の行政の実現」である。これに関する鈴木会長の問題意識は、「日本の経済人は、おおむね意欲的で健全だ。しかし、経済行為で勝手にやっていると、いわゆる日本異質論がある。国際社会から、もう日本とのつき合いはごめん、と言われたら最後だ」というもの。「健全」な日本資本の海外活動が「孤立」しないよう、これを取りまく条件をつくるべし、という主張である。すでに新行革審最終答申は、平和・経済・文化、経済的・人的・ソフト面、などの方策を掲げている。が、特に強調しているのは、次の二点である。

「こうした国際的な貢献のために、国民の理解を促進するとともに、その広範な参加を容易にするよう、国内の制度の見直しや改革を進め、その条件を整備する」。

「内政・外政の一体化が進む中、内閣総理大臣及び内閣のリーダーシップの下、政府をして対外関係処理機能と統合調整機能の強化を図る」。

前者では、自衛隊海外派兵法案が表舞台に登場し、かつ一頓挫した。後者は、危機管理の行政体制をさらに整え恒常化しようとするものである。この点では、八三年に「国家行

政組織法」の一部改正案が、八五年には「安全保障会議設置法案」が成立して、国会より優位に立つ内閣権限や「重大緊急事態」対処づくりが進行してきた。具体論として、さらにどのようなものが構想されているのか、留意をし監視しておかねばならない。

国益主義が前面化

第三次行革審は、「実践的行革」を掲げているが、進めようとする内容そのものは、行革審最終答申の枠内にある。メインである「生活面で実感できる豊かさ」は、すでに羊頭狗肉であることが判明している。この時、第三次行革審が支配階級にとって新たな意義を有しようとしたら、どういう点においてなのか。鈴木会長は二つの柱とは別に、こう述べている。

「——官僚機構の壁や政治のエゴに、どう切り込む。

鈴木氏 『省益あつて国益なし』と言われる原因があるはず。各省庁別の人事を直すなど表面の姿だけじゃなくて、縦割り行政の支障を具体的に調べ、処方せんを考えたい。』読売、九〇・一一・二

実は、「実践的行革」とか「総論賛成、各論反対ではダメ」、「聖域を設けない」といった言葉は、「省益あつて国益なし」という「既得権に縛られた政治・行政の壁」に向けられている。リクルート疑獄でいえば、「すきま産業」にはいり成功した資本が、総資本の支配をかく乱した。農産物自由化をはかろうとすると、「族議員」が反対する。臨教審も、文部官僚の既存の壁があり、「戦後政治の総決算を達成しえた」と言いうる程には至らなかった。八〇年代の行革の過程は、こうした政府・官僚・自民党、さらに財界そのものの内部での、「個別を超える総体の意志」が必ずしも貫徹しえない実態をも浮き彫りにしたのだった。この徹底した打破こそ、実は、主流派がもくろむ第三次行革審の役割ではなからうか。

経団連で「行政改革推進委員長」の肩書きを有する松沢・富士銀行相談役は、だからこう発言をしている。

「……もう一つの問題は、日本という国が変革の意思決定能力を喪失していることです。だから、外圧などの他律的な力が働かないと、日本では大きな改革はできない。これは一つには立法院も含めた日本の行政のメカニズムの責任です。ですから、これから二一世紀をめざして本当の意味の行革をやりませんと、国際的な信用を失い、孤立化の方向へ進むんじゃないかと心配です。』（「経団連月報」、九〇・五）

「本当の意味の行革」——すなわち、「自律的な力が働く」ような立法院、行政に官僚体制へと大胆に歩を進める。それは、中選挙区制による「利益誘導型」、あるいは「族議員と族官僚型」の政治を終らせることである。これは、いかにして可能となるのか。彼らの頭の中にあるのは、小選挙区制度による中央集権型自民党づくりであり、権益と結びつく「規制行政」も一掃していくことである。これはまた同時に、日本の民主主義がいよいよ窒息寸前へと追いつめられ、文字通りに「自助」の社会へと勤労者が突き落とされることである。

支配階級にとつても飛躍が問われる九〇年代だが、われわれにとつても、もはや後ずさりできない時である。

(風)